

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱

平成10年4月8日付け10水漁第945号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和7年3月31日付け6水漁第1440号

(趣旨)

第1 我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

(通則)

第2 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1の事業実施主体の欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）が行う別表1の事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。ただし、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業、沖縄漁業基金事業及び水産業競争力強化緊急事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）を実施するために必要な経費のうち、補助金（交付金を含む。以下同じ。）交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表2の区分の欄に掲げる補助金を相互に流用してはならない。

(事業実施計画)

第5 水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成、実施等に必要の手続について、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、前項に準じて行うものとする。

(事業造成資金等の造成)

第6 事業実施主体は、次の表の左欄に掲げる基金事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金を造成するものとする。

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金
水産業競争力強化緊急事業	水産業競争力強化基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

- 5 事業実施主体は、基金の管理については、第1項から第4項までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

(申請手続)

- 第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかなでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第10 事業実施主体は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第11 事業実施主体は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を第三者に委託する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に遅滞なく届け出なければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第12 事業実施主体は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（補助金額の増額を伴う変更を含み、第14に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更（第14に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第15 事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第16 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5-1号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、第17で定める別記様式第5-3号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第17 補助金の支払は精算払とする。ただし、事業実施主体が、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5-2号又は別記様式第5-3号の概算払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 事業実施主体は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(基金の支払)

第18 事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金、沖縄漁業基金及び水産業競争力強化基金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき(第13第1項第3号による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日(経営体育成総合支援事業及び漁業担い手確保緊急支援事業にあっては、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月以降に国が事業実施主体に補助金を支出しない場合に限り、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の6月30日)までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（基金事業の実績報告）

第20 事業実施主体は、基金の造成が完了したときはその日から1か月を経過した日又は基金事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第10号による基金造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第21 大臣は、第19第1項又は第20の規定による報告を受けた場合には、その職員に実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行わせ、その報告に係る補助事業等の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 事業実施主体は、第42の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第11号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

第22 大臣は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について事業実施主体に対して検討を求めることができる。

2 事業実施主体は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第19第1項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第19第4項に準じて大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

第23 事業実施主体は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第4項の規定は前項の場合に準用する。なお、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して延滞金を徴するものとする。

(特許権等の取得報告等)

- 第 24 事業実施主体は、補助事業等の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとるとともに、別記様式第 12 号の特許権等出願届出書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第 13 号の特許等取得届出書を大臣に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

- 第 25 大臣は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 事業実施主体（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（以下「WTO」という。）に通報された場合又は地域漁業管理機関（以下「RFMOs」という。）が作成するIUU漁業一覧表に掲載された場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (6) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (7) 関節補助事業者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報された場合又はRFMOsが作成するIUU漁業一覧表に掲載された場合
- (8) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 26 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 27 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

- 第28 事業実施主体は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

（収益納付）

- 第29 事業実施主体は、補助事業により相当の収益を生じたときは、水産庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合、その他事業実施主体に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと水産庁長官が認定したときは、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金の額を限度とする。

（補助金の経理）

- 第30 事業実施主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第14号の財産管理台帳その他関係書類を整備して保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（交付決定額の下限）

- 第31 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるものに対して交付するとき及び交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第32 事業実施主体は、本要綱の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本要綱の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
 - 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

- 4 事業実施主体が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第33 事業実施主体は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、第7、第11、第13から第16まで、第19、第22から第26まで及び第28から第30までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令において期間の定めが規定されていない財産にあつては当分の間)においては、事業実施主体の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により事業実施主体による間接補助金の交付の決定をもって事業実施主体の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがあること。

- 2 事業実施主体は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第15号による補助金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 3 事業実施主体は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第9による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 5 事業実施主体は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 事業実施主体は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基金の基本的事項の公表)

第34 事業実施主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第35 事業実施主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、貸付け等を行う基金事業にあつては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」

という。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠及び基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第36 事業実施主体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

第37 事業実施主体は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

第38 基金は、別表1に掲げる各基金事業の経費の欄に記載する用途以外に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第39 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第40 事業実施主体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第7、第11、第13から第16まで、第19、第22から第26まで、第28から第30まで及び第38の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者(以下「助成事業者」という。)が当該助成金等により実施する事業(以下「助成事業」という。)により取得した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令において期間の定めが規定されていない財産にあつては当分の間)においては、事業実施主体の承認を受けずに、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による事業実施主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業実施主体に納付させることがある。

2 事業実施主体は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 事業実施主体は、助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

ただし、第1項第3号により助成事業者から納付を受けた場合は、当該納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、事業実施主体は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第41 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金事業を行う事業実施主体に対し、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

(補助金等の返納)

第 42 水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であって、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、国に返納するものとする。

(報告)

第 43 事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

(指導及び助言)

第 44 国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

(漁獲量等の報告及び資源管理の取組)

第 45 別表 1 に定める事業のうち、次に掲げる事業の利用者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間（一操業ごと）、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(1) 水産業競争力強化緊急事業のうち水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(2) 水産業競争力強化緊急事業のうち競争力強化型機器等導入緊急対策事業

2 前項に掲げる事業の利用者は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 124 条に基づく認定協定の実施など、資源管理の取組を行うものとする。

(その他)

第 46 この事業の実施につき必要な事項は、本要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

(1) 水産資源保護事業費補助金交付要綱（昭和 38 年 5 月 14 日付け 38 水漁第 3245 号農林事務次官依命通知）

(2) 栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱（昭和 48 年 8 月 17 日付け 48 水研第 110 号農林事務次官依命通知）

(3) 漁場油濁被害対策費補助金交付要綱（昭和 50 年 7 月 17 日付け 50 水研第 939 号農林事務次官依命通知）

(4) 漁業新技術開発事業費補助金交付要綱（昭和 58 年 6 月 20 日付け 58 水研第 653 号農林水産事務次官依命通知）

(5) 漁業振興事業費補助金交付要綱（昭和 60 年 9 月 5 日付け 60 水研第 1108 号農林水産事務次官依命通知）

(6) 栽培漁業事業化総合推進事業費補助金交付要綱（昭和 61 年 4 月 24 日付け 61 水振第 1302 号農林水産事務次官依命通知）

(7) 特定海域栽培漁業定着強化事業費補助金交付要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 水振第 1193 号農林水産事務次官依命通知）

(8) 沖縄県水産業活性化構造改善特別対策事業費補助金交付要綱（平成 4 年 4 月 9 日付け 4 水振第 1255 号農林水産事務次官依命通知）

(9) 沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水漁第 1855 号農林水産事務次官依命通知）

(10) 沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水振第 3 号農林水産事務次官依命通知）

(11) 内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水振第 1027 号農林水産事務次官依命通知）

(12) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業費補助金交付要綱（平成 6 年 7 月 13 日付け 6 水研第 199 号農林水産事務次官依命通知）

(13) 水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 水漁第 638 号農林水産事務次官依命通知）

(14) 漁況海況情報サービス費補助金交付要綱（昭和 47 年 7 月 31 日付け 47 水調第 543 号農林事務次官依命通知）

2 平成 9 年度予算に係る、廃止前の地域漁業活性化構造改善事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水振第 4 号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域漁業活性化構造改善事業、同美しいむらづくり対策事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 水振第 284 号農林水産事務次官依命通知）に基づく美しいむらづくり対策事業、同漁港高度利用活性化対策事業実施要領（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 水港第 541 号農林水産事務次官依命通知）に基づく漁港高度利用活性化対策事業、同沿岸地域流通加工機能強化対策事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 水漁第 1854 号農林水産事務次官依命通知）に基づく沿岸地域流通加工機能強化対策事業、同水産物流通加工基盤強化対策事業等実施要領（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 水漁第 639 号農林水産事務次官依命通知）に基づく水産物流通加工基盤強化対策事業、同内水面活性

化総合対策事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1023号農林水産事務次官依命通知)に基づく内水面活性化総合対策事業、同さけ・ます増殖振興施設整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水振第1022号農林水産事務次官依命通知)に基づくさけ・ます魚道整備事業及び同栽培漁業振興施設整備事業実施要領(昭和48年8月17日付け48水研第111号農林事務次官依命通知)に基づく栽培漁業総合振興基盤整備事業であって、その実施が平成10年度以降に繰り越されたものについては、沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付要綱、沿岸地域流通加工機能強化対策事業費補助金交付要綱、水産物流通加工基盤強化対策事業費補助金交付要綱、栽培漁業振興施設整備費補助金交付要綱及び内水面漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱は、1の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

- 3 平成13年度補正予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 4 平成14年度予算に係る改正前の別表1の3の(2)の5の(3)に規定する離職者等漁業就労支援対策事業費については、なお、従前の例によることとする。
- 5 平成17年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 6 平成19年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 7 平成20年度予算に係る改正前の別表1の2の(1)のイの(オ)に規定する養殖用飼料高騰緊急対策事業及び2の(1)のオの(イ)に規定する余剰施設処理支援費については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 平成21年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 国際漁業関係操業秩序維持推進事業費補助金交付要綱(平成20年3月31日付け19水管第2694号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁場機能維持管理事業費補助金交付要綱(平成21年5月29日付け21水管第483号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業費補助金交付要綱(平成21年3月27日付け20水管第2659号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 魚価安定基金造成事業費等補助金交付要綱(平成14年4月1日付け13水漁第2806号農林水産事務次官依命通知)

附 則

平成22年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

平成23年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則

この通知は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則(平成25年5月16日付け25水港第191号)

- 1 平成24年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。
- 2 次に掲げる要綱(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金交付要綱(平成17年4月1日付け16水漁第2542号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 漁協経営基盤強化推進事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2962号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 漁協資金融通円滑化事業費補助金交付要綱(平成22年3月30日付け21水漁第2973号農林水産事務次官依命通知)
- 3 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則(平成26年2月6日付け25水港第2653号)

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則(平成26年3月20日付け25水港第3060号)

- 1 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

2 漁業運転資金融通円滑化対策費補助金交付要綱(平成15年1月30日付け14水漁第2318号農林水産事務次官依命通知)(以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

3 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月3日付け26水港第2786号)

この通知は、平成26年12月3日から施行する。

附 則(平成27年2月3日付け26水港第3237号)

1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。

2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

3 この通知の施行の際、既に造成された担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則(平成27年4月9日付け26水港第4029号)

1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

附 則(平成27年9月28日付け27水港第2061号)

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日付け27水港第2616号)

1 この通知は、平成28年1月20日から施行する。

2 平成27年度予算に係るこの通知による改正前の要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日付け27水港第3192号)

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱による平成27年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

3 無保証人型漁業融資促進事業補助金交付要綱(平成23年3月31日付け22水漁第2458号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

4 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金及び新規就業者対策基金については、第8の規定に準じて運営するものとする。

附 則(平成28年10月11日付け28水港第2193号)

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附 則(平成29年3月28日付け28水港第3255号)

1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

3 この通知の施行の際、既に造成されている損失及び買取資金貸付事業資金については、第8及び第25から第31までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則(平成30年2月1日付け29水港第2486号)

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日付け29水港第3091号)

1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成29年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月28日付け30水港第3192号）

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
 - （1）漁業経営基盤強化金融支援事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1896号農林水産事務次官依命通知）
 - （2）漁業関係資金利子助成事業費補助金交付要綱（平成28年3月29日付け27水漁第1904号農林水産事務次官依命通知）
 - （3）漁業経営維持安定資金利子補給等補助金交付要綱（昭和56年5月7日付け56水漁第2269号農林水産事務次官依命通知）
 - （4）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業補助金交付要綱（平成29年9月1日付け22水漁第2454号農林水産事務次官依命通知）
- 3 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年1月30日付け元水港第1695号）

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成30年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日付け元水港第1777号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日付け2水港第178号）

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和2年6月9日付け2水港第883号）

この通知は、令和2年6月9日から施行する。

附 則（令和2年6月12日付け2水港第889号）

この通知は、令和2年6月12日から施行する。

附 則（令和3年1月28日付け2水港第2107号）

- 1 この通知は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2279号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2044号）

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2964 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に実施要領の規定により行うこととされている令和 3 年度以前の予算に係る事業については、なお、従前の例による。
- 3 この通知の施行の際、既に造成されている担い手代船取得支援リース助成基金、防除清掃費助成事業資金、防除費準備預金、有害生物漁業被害防止総合対策基金、国産水産物需給変動調整事業助成資金に係る基金、損失および買取資金貸付事業資金に係る基金及び沖縄漁業安定基金については、第 6 及び第 34 から第 41 までの規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（令和 4 年 11 月 16 日付け 4 水港第 1865 号）

この通知は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 水港第 2029 号）

この改正は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日付け 4 水港第 2908 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和 4 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、この通知による改正後の要綱に定める令和 5 年度予算に係る資源量推定等高精度化推進事業、国際水産資源動態等調査解析事業、人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業、持続的利用調査等事業、持続的海洋水産資源利用体制確立事業、寄鯨調査事業、漁業経営基盤強化金融支援事業、経営体育成総合支援事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業、鯨類資源持続的利用支援調査事業、内水面水産資源被害対策事業又は有害生物漁業被害防止総合対策事業（大型クラゲ国際共同調査事業及び大型クラゲ緊急対策事業を除く。）の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

附 則（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 水港第 1962 号）

この改正は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 25 日付け 5 水港第 2402 号）

この改正は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け 5 水港第 2988 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和 5 年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 25 日付け 6 水港第 300 号）

この通知は、令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 17 日付け 6 水港第 1770 号）

この改正は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 水漁第 1440 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和6年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第3及び第14関係)

分 類	事業	経 費	事業実施 主体	補 助 率	事業実施 期間	重 要 な 変 更	
						経費の配分の 変更	事業の内容 変更
1. 水産資源管理の 着実な実施	1. 新ロードマップに基づく資源管理 等高度化促進事業 (1) 国際資源の管理体制構築促進事業	1. 新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業費 (1) 国際資源の管理体制構築促進事業費 ア 政府間協定等に基づく民間協議支援事業費 民間団体等が、我が国周辺諸国等の民間団体との間における我が国及び我が国周辺諸国等の関係水域（以下「関係水域」という。）における協調した資源管理を推進するための協議、民間協定の所要の見直し等を行うための交渉、関係水域における操業上の諸問題への対処を検討するための協議、これらに関する調査、事故・紛争の早期解決及び未然防止に関する協議、事故発生の際の現地調査及び我が国漁業者に対する関係水域における操業手引書の作成並びに事故の未然防止に関する指導を行うために必要な経費 イ 国際漁業戦略的連携促進事業費 米国、EU等の主要国の漁業政策、主要国が各RFMO（「地域漁業管理機関」をいう。以下同じ。）又は関係国に対して実施しようとする措置の動向を含むIUU漁業（「違法・無報告・無規制漁業」をいう。以下同じ。）対策等に関する情報収集・分析及び水産資源の持続的な利用に対する国際的な理解を深め、PSM協定（違法漁業防止寄港国措置協定をいう。）への加入促進を含むIUU漁業対策に係る共通の立場を醸成するため、国際会議等において情報発信及び働きかけを行うために必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業	(2) 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費 自主的資源管理措置の高度化等を目的とする漁業者協議会、漁業者への普及等を目的とする講習会並びに調査に係る計画の策定及び調査結果の分析を目的とする検討会の開催に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度		
	(3) IQ管理の推進に向けた取組支援事業	(3) IQ管理の推進に向けた取組支援事業費 IQ（「個別漁獲割当て」をいう。）管理の運用面の課題解決を図りつつ、更にIQ管理を拡大するため、IQ管理の導入事例等を対象とした、導入による効果及び課題と改善策の検討に係る調査・分析等を行うために必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度		
	(4) 遊漁船管理対策推進事業	(4) 遊漁船管理対策推進事業費 ア 遊漁講習会等検討委員会事業費 遊漁船業者等講習会事業、指導員育成派遣指導事業及び遊漁船業実態調査事業の実施内容を検討する会議の開催に要する経費 イ 遊漁船業者等講習会事業費 遊漁船業者等に対し、資源管理、改正遊漁船業法に基づく安全確保等の措置に対応した遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催に要する経費 ウ 指導員育成派遣指導事業費 遊漁者に対し、資源管理、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守について指導を行う指導員を育成し、イベント等に派遣するために要する経費 エ 遊漁船業実態調査事業費 遊漁船事故率の高い地域等における現地の	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和10年度		

	実態を調査し、事故の発生の背景となっている要因について分析を行うために要する経費					
(5) 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業	(5) 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業費 特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網漁業等において、数量管理により資源管理を推進するために必要な技術開発に要する次に掲げる経費 ア 数量管理技術開発等支援費 (ア) 漁具改良等技術開発費 小型魚等の混獲回避及び魚種選択性の向上のため、漁具、入網状況を把握する装置、その他数量管理に必要な機材の設置及び定置網等における漁具改良等の選別・放流に係る技術の開発等に要する経費 (イ) データ収集・分析費 (ア) の設備又は技術による数量管理の実証及びこれらにより得られるデータの収集・分析に要する経費 イ 検討会の設置・開催費 専門家を含む検討会を設置し、上記アでの取組の効果の検証と実用化に向けた検討及び普及を行うのに要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度		
(6) さけ・ます等栽培対象資源対策事業	(6) さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 ア 環境変化に対応した広域種の種苗放流による資源造成・回復効果検証事業費 都道府県の区域を越えて回遊し漁獲され、複数の都道府県の漁業者が利用する共通資源となっているトラフグ等の広域種について、資源造成・回復効果の実証及び検証又は海洋環境の変化に対応した種苗生産・放流手法の改良に要する次に掲げる経費 (ア) 資源造成実証事業費 広域プラン（トラフグ等の広域種について、各海域栽培漁業推進協議会が策定した効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画をいう。）に基づき、資源管理と連携した適地での集中的な放流、県域を越えた適地放流等の効果的な資源造成の実証に要する経費 (イ) 環境変化に対応した増殖手法改良事業費 海水温上昇等の環境変化に伴い、種苗生産の不調や放流効果の低下がみられる広域種について、現在の環境に適した種苗生産及び放流手法の改良に要する経費 (ウ) 資源造成・回復効果検証事業費 (ア) 及び (イ) の事業の効果を詳細に把握するため、市場調査等のモニタリング調査を実施するとともに、遺伝子による親子判別技術を用いて、種苗放流による効果や放流後の移動状況等を検証し、その結果を踏まえ、対象種の放流場所、放流時期、放流サイズ、種苗生産体制及び放流効果把握のためのモニタリング体制等の検討に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	1／2以内	令和7年度から令和11年度	1. 経費の欄に掲げる(ウ)の経費から(ア)及び(イ)の経費への30%を超える増	
			1／2以内			
			定 額			
	イ さけ・ます広域連携体制構築推進事業費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度	1. 経費の欄に掲げる(ウ)のaの経費からそれ以外の経費への増	
	さけ・ます種苗の効果的な放流を推進するための調査・検証や、広域的な放流体制の構築に向けた検証等に要する次に掲げる経費					
	(ア) 広域連携検討協議会・普及啓発費					
	広域的なふ化放流体制の構築及び実証					

	調査等の実施内容の検討等を目的とする協議会の開催並びにふ化放流技術の普及を図るための講習会や現地研修等の実施に要する経費 (イ) 回帰親魚調査費 河川に回帰したサケの標識等の調査や放流効果の分析等に要する経費 (ウ) さけ・ます増殖手法実証調査費 ふ化放流の広域連携や河川間の連携等による取組の効果を把握するため、さけ・ます種苗の試験放流、放流環境の調査等に要する次の a 及び b に掲げる経費 a 種苗購入費 b a 以外の経費		定 額		2. 経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)までの経費の相互間における経費の30%を超える増減
2. 水産資源調査・評価推進事業 (1) 国際水産資源動態等調査解析事業 (2) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業 (3) さけ・ます類分布回遊動向調査事業 (4) 持続的利用調査等事業 (5) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業 (6) 海洋プラスチック影響調査事業	2. 水産資源調査・評価推進事業費 (1) 国際水産資源動態等調査解析事業費 かつお・まぐろ類等の資源評価精度向上のため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動態の調査・解析等に要する経費 (2) 人工衛星・漁船活用型漁場形成情報等収集分析事業費 人工衛星による表面水温等の収集、協力漁船による漁場下層水温データ及び水揚地の漁獲等情報の収集強化等を行うために要する経費 (3) さけ・ます類分布回遊動向調査事業費 さけ・ます類の調査研究を推進するため、最新技術の導入及び活用により、漁船による漁法の漁獲能力の試験等や試験操業により生物特性を把握するとともに、漁獲効率等の検証を行うために要する経費 (4) 持続的利用調査等事業費 鯨類資源の資源評価等を行うために要する次に掲げる経費 ア 調査経費 南極海及び北西太平洋における非致死的研究等に要する経費 イ 連携調査事業費 母船式捕鯨からの科学的データの収集及び残渣の有効活用の検討等に要する経費 ウ 情報収集・発信等事業費 国内外の研究機関等との連携強化及び調査結果、鯨関連文化等に関する出版物の作成、広報活動等に要する経費 エ 鯨類資源等持続的利用国際推進事業費 南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を含む鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等が参加する会合の開催、諸外国への専門家の派遣等を行うために必要な経費 (5) 持続的海洋水産資源利用体制確立事業費 マグロ入漁、CITES、IWCその他漁業・環境関係の交渉の場において、持続的利用支持国との協力関係を強化するために、海洋水産資源の持続的利用に対する日本支持国又は今後支持することが見込まれる国を対象に、関係施策を所管する政府機関等に対するエージェントの派遣及びこれら対象国と我が国の漁業者との間で意見交換等のワークショップを開催する取組等に要する経費	(1)にあつては、水産資源調査・評価推進事業共同実施機関 (2)、(3)、(5)及び(6)にあつては、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者 (4)にあつては、一般財団法人日本鯨類研究所	定 額 1／2以内 定 額 定 額	平成31年度から令和10年度	1. 経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(4)のアの経費と(4)のアの経費以外の(4)の経費の相互間における経費の30%を超える増減

	(6) 海洋プラスチック影響調査事業費 漁具を含む海洋プラスチックごみが鯨類等の海洋生物に与える影響等を把握する調査、その影響を抑制する漁具の開発及び効果の検証、各調査結果の取りまとめ及び現場への普及に向けた検討等を行う検討会の開催等に必要経費		定 額	令和 5 年度から令和 7 年度	
3. スマート水産業推進緊急事業 (1) スマート水産業普及推進事業	3. スマート水産業推進緊急事業費 (1) スマート水産業普及推進事業費 ア 普及活動費 地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者への支援等のスマート水産業の取組の普及推進に要する経費 イ スマート水産機械等導入利用支援費 生産現場におけるスマート化を推進するために、ICT 等の先端技術を用いた機械等の導入利用に要する次の経費 (ア) 国等試験研究機関へのデータ提供を行い、かつ教育機関と連携協定を締結する場合に要する経費 (イ) 国等試験研究機関へのデータ提供を行う場合に要する経費 (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のスマート水産機械等導入利用支援費の取組に要する経費 (エ) 事業運営事務費 事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、上記 (ア)、(イ) 及び (ウ) の事業について、民間団体等から提出される助成金の申請等の受付・承認及び助成金の交付並びにその他当該補助事業の運営及び指導監督を行うために要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額 2 / 3 以内 1 / 2 以内 1 / 3 以内 定 額	令和 6 年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減
(2) 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策	(2) 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策費 ア 特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業費 特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業費を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 県域・広域電子化推進支援事業費 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）に基づき、改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号）において義務付けられる情報伝達等を円滑に実施するため、漁協等において必要な販売システム等の改修等に要する経費 (イ) 管理運営事業費 (ア) の助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う審査委員会等の設置・運営等に要する経費 イ ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム機能強化等支援事業費 ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム機能強化等支援事業を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) システム機能強化開発支援事業費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額 定 額	令和 6 年度	1. 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げるアの (ア) の経費及びアの (イ) のの経費の相互間における経費の増減 3. 経費の欄に掲げるイの (ウ) 以外の経費からイの (ウ) の経費への増 4. 経費の欄に掲げるイの (ウ) の経費からイの (ウ) 以外の経費への

	水産庁長官が別に定める公募要領により指定する管理システム基盤の機能強化に要する経費 (イ) システム実用化・導入支援事業費 (ア) により機能強化されたシステムをうなぎの稚魚の採捕・流通の主要地区において試験運用し、その結果を踏まえて行う管理システム基盤の実用化に要する経費 (ウ) システム運用支援事業費 (ア) 及び (イ) により機能強化される管理システム基盤の運用に要する経費				30%を超える増	
4. スマート水産業推進事業 (1) スマート水産業普及推進事業	4. スマート水産業推進事業費 (1) スマート水産業普及推進事業費 ア 普及活動費 地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者への支援等のスマート水産業の取組の普及推進に要する経費 イ スマート水産機械等導入利用支援費 生産現場におけるスマート化を推進するために、ICT等の先端技術を用いた機械等の導入利用に要する次の経費 (ア) 国等試験研究機関へのデータ提供を行い、かつ教育機関と連携協定を締結する場合に要する経費 (イ) 国等試験研究機関へのデータ提供を行う場合に要する経費 (ウ) (ア) 及び (イ) 以外のスマート水産機械等導入利用支援費の取組に要する経費 (エ) 事業運営事務費 事業実施主体が設置する学識経験者、有識者、専門家等で構成する審査委員会において、上記 (ア)、(イ) 及び (ウ) の事業について、民間団体等から提出される助成金の申請等の受付・承認及び助成金の交付並びにその他当該補助事業の運営及び指導監督を行うために要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和 7 年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
			2 / 3 以内			
			1 / 2 以内			
			1 / 3 以内			
			定 額			
(2) 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策	(2) 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策費 ア 情報伝達効率化推進事業費 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において義務付けられる情報伝達等に対し、産地市場等への電子機器等への導入に要する経費 イ 水産流通適正化協議会支援事業費 法の円滑な実施に向けた説明会の実施、普及啓発、取引実態に即したルールを整備及びその普及等協議会に必要な経費並びに情報伝達を効率的に履行するために、漁協等に対して、伝達の方法の一つの手段であるタグ等活用の取組に必要な経費 ウ 管理運営事業費 ア及びイの助成対象となる事業実施機関の基準の策定及び当該基準に基づく審査を行う審査委員会等の設置・運営等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	1 / 2 以内	令和 7 年度	1. 経費の欄に掲げるアの経費及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
			定 額			
			定 額			
5. さけ増殖資材緊急	5. さけ増殖資材緊急開発事業費 さけ・ます種苗生産の効率化を図るために	水産庁長官が別に定め	1 / 2 以内	令和 6 年度		

	急 開 発 事 業	行う飼料の開発、飼料効率や健苗性等の種苗の生育効果を把握する調査等に要する経費	る公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者				
	6. さけ・ます漁業協力事業 (1) 日ロ漁業協力資金の造成 (2) 日ロ漁業協力事業の実施	6. さけ・ます漁業協力事業費 (1) 日ロ漁業協力資金（ロシア系さけ・ます再生産に要する機械及び設備の供与を実施するために必要な資金をいう。）の造成に要する経費 (2) 日ロ漁業協力事業の実施に必要な経費	太平洋小型さけ・ます漁業協会	3 / 4 以内 定 額	昭和 53 年度から	補助金の額の変更	
2. 水産業の成長産業化の実現	1. 水産金融総合対策事業 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業	1. 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 経営改善漁業者が経営の改善のために定めた目標を達成するため及び自然災害等の影響を受けた漁業者等が災害復旧等を図るために借入れる株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）が融資する資金及び漁業近代化資金等の利子助成に要する経費	公益財団法人農林水産長期金融協会	定 額	平成 31 年度から令和 9 年度		
	(2) 漁業関係資金利子助成事業	(2) 漁業関係資金利子助成事業費 漁船・養殖施設整備等利子助成事業（平成 27 年度限り）により利子助成金の交付決定を受けた資金のうち、利子助成期間が終了していない事業について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費	全国漁業協同組合連合会	定 額	本事業に係る全ての融資案件の利子助成期間が終了するまで		
	(3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業	(3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 農林水産大臣の認定を受けた漁業経営再建計画を実施する中小漁業者に対して行う利子補給に対する助成に要する経費	日本かつお・まぐろ漁業協同組合、全国漁業協同組合連合会	定 額	昭和 51 年度から		
	(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業	(4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費 経営改善漁業者が漁業経営改善のための措置を行う際に借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に係る漁業信用基金協会が行う預託資金の借入れに対する利子補給に要する経費	漁業信用基金協会	定 額	平成 31 年度から令和 9 年度		
	(5) 漁業者保証円滑化対策事業	(5) 漁業者保証円滑化対策事業費 ア 求償権償却経費助成事業費 漁業経営の改善や安定に資するための積極的な設備投資等を行う中小漁業者等に対し、必要な資金を円滑に融通する観点から、漁業信用基金協会が保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証を積極的に引き受けられるよう、当該保証に係る代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰入れに充てる資金について漁業信用基金協会への助成に要する経費 イ 漁業緊急保証対策保証支援等不足財源補填事業費 漁業者等について漁業信用基金協会が平成 22 年度までに引き受けた漁業緊急保証対策事業に係る保証に対し、漁業緊急保証対策保証	漁業信用基金協会	定 額 定 額	平成 31 年度から令和 9 年度	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減	

	支援事業及び漁業緊急保証対策保証料助成事業の不足額の助成に要する経費			権の償却が完了するまで		
	ウ 保証料助成事業費 漁業信用基金協会が平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、漁業信用基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部の助成に要する経費		定 額	平成31年度から令和9年度		
(6) 中小漁業関連資金融通円滑化等事業	(6) 中小漁業関連資金融通円滑化等事業費 基金協会が平成21年度までに引き受けた運転資金等に係る保証に対し、基金協会の特別準備金の積立てに要する費用の一部の助成に要する経費	漁業信用基金協会	定 額	本事業に係る全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまで		
2. 北方海域出漁者経営安定支援事業	2. 北方海域出漁者経営安定支援事業費 漁業者の北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の領海における操業の円滑な実施を確保しつつ、経営の安定に資するために要する経費及び関係者を参集した事業説明会の開催等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	平成30年度から令和10年度		
3. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業 (1) 経営体育成総合支援事業	3. 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (1) 経営体育成総合支援事業費 ア 漁業担い手確保・育成事業費 (ア) 次世代人材投資（準備型）事業費 次世代人材投資（準備型）事業を行うのに要する経費 (イ) 新規漁業就業者確保事業費 a 漁業就業促進情報提供事業費 漁業就業促進情報提供事業を行うのに要する経費 b 長期研修支援事業費 長期研修支援事業を行うのに要する経費 c 経営・技術向上支援事業費 経営・技術向上支援事業を行うのに要する経費 イ 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業費 (ア) 海技士養成コース受講生募集等事業費 4級及び5級海技士養成のための履修コースの受講生を募集、管理するために要する経費 (イ) 海技士養成のための乗船実習事業費 水産高校卒業生を対象に4級及び5級海技士試験の受験に必要な乗船履歴の取得のための乗船実習を行うのに要する経費 ウ 漁業復興担い手確保支援事業費 漁業復興担い手確保支援事業を行うのに要する経費	ア、イの(ア)及びウにあつては、水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者 イの(イ)にあつては、国立研究開発法人水産研究・教育機構	定 額	ア 令和4年度から令和8年度 イ 平成30年度から令和8年度 ウ 令和7年度	1. 経費の欄に掲げるア、イ及びウの経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げるイの(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減	
(2) 福祉対策事業	(2) 福祉対策事業費 ア 漁村地域生活・福祉推進事業費 全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）が漁業者の福祉向上を図るため、	全国共済水産業協同組合連合会	定 額	令和5年度から令和9年度	経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における経費	

	ライフプランナーの養成及び年金制度等の知識の普及等を行うのに要する経費 イ 漁業者老齢福祉共済事業費 (ア) 運営指導事務費 共水連が漁業者老齢福祉共済事業の運営及び指導を行うのに要する経費 (イ) 業務推進費 漁業協同組合等が漁業者老齢福祉共済事業に係る推進普及、契約保全及び加入事務を行うのに要する経費				の30%を超える増減	
(3) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業	(3) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業費 ア 漁船安全対策推進事業費 (ア) 漁業労働災害調査・分析事業費 a 安全点検マニュアル作成普及等検討委員会 安全点検マニュアルの作成や漁業現場への普及等を検討するための会議の開催に要する経費 b 漁業労働災害調査 安全点検マニュアル作成のための調査を実施するために要する経費 c 漁業労働災害事例分析・普及啓発 漁船事故情報の収集・分析と普及啓発に要する経費 (イ) 安全推進員養成講習会事業費 a 沖合・遠洋安全推進員養成講習会 沖合・遠洋漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会の開催等に要する経費 b 沿岸安全推進員養成講習会 沿岸漁業に携わる漁業者を対象に「安全推進員」を養成するための講習会の開催等に要する経費 (ウ) 安全責任者養成講習会事業費 a 沖合・遠洋安全責任者養成講習会 (a) 安全責任者養成講習会 沖合・遠洋の漁業経営体等において安全操業の指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会の開催等に要する経費 (b) 安全責任者フォローアップ講習会 沖合・遠洋漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会等の開催に要する経費 b 沿岸安全責任者養成講習会 (a) 安全責任者養成講習会 沿岸の漁業協同組合等において安全操業の指導に携わった経験のある者を対象に「安全責任者」を養成するための講習会の開催等に要する経費 (b) 安全責任者フォローアップ講習会 沿岸漁業の安全責任者が安全推進員等への指導状況等を確認するための講習会の開催等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和5年度から令和9年度	経費の欄に掲げる(ア)から(ウ)の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
	イ 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 (ア) 漁船安全技術導入促進・実証事業費 a 船舶自動識別装置(AIS)導入支援費 高齢漁業者が操船するAIS未導入漁船を対象に、AISの導入を行うにあたって、当該経費の一部に対する定額助成に要する経費 b 漁船安全技術実証費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	平成29年度から令和7年度	経費の欄に掲げるaからcの経費の相互間における経費の30%を超える増減	

	漁業・養殖業以外の分野で実用化された人為的過誤等を防止・回避するための新技術に関する、漁業現場での実証試験等に要する経費 c 事業推進事務費 bの事業における新技術の有効性を評価・検証する委員会を実施するとともに、a及びbに示す事業を行うにあたり必要となる事務に要する経費					
	(イ) ゼロエミッション化に向けた次世代型漁労機器検討・評価事業費 a 電動漁労機器の検討費 電動化技術の傾向分析、漁労システムの電動化の検討・評価及び漁労機器・漁労システムの実働試験に要する経費 b 検討・評価委員会費 調査方法、調査結果の検討・評価を行うための委員会の開催及び報告に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和6年度から令和8年度		
(4) 漁業担い手確保緊急支援事業	(4) 漁業担い手確保緊急支援事業費 ア 漁業リカレント教育支援事業費 漁業リカレント教育支援事業を行うのに要する経費 イ 漁業就業支援事業費 (ア) 漁業就業促進情報提供事業費 漁業就業促進情報提供事業を行うのに要する経費 (イ) 次世代人材投資（準備型）事業費 次世代人材投資（準備型）事業を行うのに要する経費 (ウ) 長期研修支援事業費 長期研修支援事業を行うのに要する経費 ウ 海技士確保支援事業費 (ア) 海技士（機関）確保支援事業費 海技士（機関）確保支援事業を行うのに要する経費 (イ) 海技資格取得支援事業費 海技資格取得支援事業を行うのに要する次に掲げる経費 a 海技資格取得支援費 b 外国人対応教材開発費 (ウ) 海技士確保支援事業運営費 (ア) 及び（イ）の事業運営を行うのに要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額 定 額 1／2以内 1／2以内 定 額 定 額	令和6年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費とウの経費の相互間における経費の増減	
4. 養殖業成長産業化推進事業 (1) 養殖業成長産業化行動計画推進事業	4. 養殖業成長産業化推進事業費 (1) 養殖業成長産業化行動計画推進事業費 ア 成長産業化推進協議会運営事業費 養殖業成長産業化推進協議会及び関係部会（以下4の（1）において「協議会等」という。）、その他協議会等の運営に必要な会議の開催に要する経費、協議会等の運営を効率的かつ適確に実施するために必要な専門家の派遣に要する経費 イ 成長産業化行動計画推進事業費 戦略的養殖品目別行動計画の実行を行うために必要となる戦略的養殖品目別の国内外の市場等の調査・分析や情報共有を行うための経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和5年度から令和9年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の30%を超える増減	
(2) 真珠産業海外展開強化事業	(2) 真珠産業海外展開強化事業費 ア 連携強化推進事業費 真珠産業連携強化協議会及び関係部会等（以下4の（2）において「協議会等」という。）の設置及び開催に必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募し	定 額	令和5年度から令和9年度	経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における	

	また、協議会等の運営を効率的かつ的確に実施するための専門家の派遣に要する経費並びに協議会等が行動計画の進捗状況及び内容の更新を検討するために必要となる資料収集・分析等に必要な経費 イ 次世代中核的人材支援事業費 協議会等が認定した真珠産業の次世代を担う中核的人材の活動に要する経費 ウ 育種技術開発事業 高品質な真珠の安定生産のための育種技術の開発に必要な経費	た者から選 定された者			経費の 30 % を超える増 減	
5. 内水面 漁業・養殖 業 活 性 化 総 合 対 策 事業 (1) みんなでやるぞ 内水面漁業 活性化事業 (2) 内水面水産資源被害対策事業	5. 内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業費 (1) みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業費 ア 総合評価検討委員会運営支援事業費 外部有識者等から構成される総合評価検討委員会により、下記イの実施地区の選定、取組の評価を行い、他地区の参考事例となるよう整理・普及を行うために要する経費 イ 内水面漁場管理高度化に向けた連携体制構築支援事業費 内水面漁場管理高度化に向けた連携体制構築支援事業を行うのに要する次に掲げる経費 (ア) 連携体制構築支援費 地域の人材と漁協等が連携して、ICT遊漁券システムによる収集データを活用するなどした、放流の最適化、効率的な漁場管理、遊漁者の増加に繋がる情報発信、漁場監視等のデジタル化等の取組に要する経費 (イ) ICT 追加システム導入経費 ICT遊漁券に係るシステム導入に要する経費 (2) 内水面水産資源被害対策事業費 ア 事業効果検証体制等構築検討事業費 イ及びウの取組を PDCA サイクルに基づき円滑かつ効果的に実施するための検討会又は協議会の開催等に要する経費 イ 広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業費 内水面生態系に影響を及ぼすカワウ・外来魚被害防止対策を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 (ア) カワウ緊急駆除対策費 内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等について緊急的・広域的に行う生息状況等調査、石倉設置による食害対策、駆除及び繁殖抑制に要する経費 (イ) 広域連携カワウ・外来魚被害防止対策費 広域的に行う内水面水産資源に食害等を及ぼすカワウ等の追払等に要する経費や、外来魚の漁具等を使用した捕獲駆除並びに駆除した外来魚の回収及び処理等に要する経費 ウ 生態系の保全に係る実践活動費 内水面生態系の保全に係る実践活動を行うのに要する経費のうち、次に掲げる経費 (ア) 実践活動等啓発普及費 内水面利用者や地域住民の内水面生態系の復元・保全について理解と協力を促進するための啓発普及活動に要する経費 (イ) 実践活動推進費 魚道や天然産卵床等の機能維持といった	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選 定された者	定 額 定 額 1 / 2 以内 定 額 1 / 2 以内 1 / 2 以内	令和 6 年 度から令和10年度	1. 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減 2. 経費の欄に掲げる(1)のイの(イ)以外の経費から(1)のイの(イ)の経費への 30 % を超える増 3. 経費の欄に掲げる(1)のイの(イ)の経費から(1)のイの(イ)以外の経費への増 4. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)以外の経費からア及びイの(ア)の経費への増 5. 経費の欄に掲げる(2)のア及びイの(ア)の経費からア及びイの(ア)以外の経費への 30 % を超える増	

	内水面水産資源の生育環境改善の取組などの実践活動に要する経費					
(3) ウナギ等資源回復推進事業	(3) ウナギ等資源回復推進事業費 ウナギ等資源回復推進事業を行うのに要する次に掲げる経費 民間活動推進支援事業費 日本と中国、台湾及び韓国等との生産者間でのウナギの資源管理に関する民間協議の開催等に要する経費 ア 持続可能な養鰻同盟及び日台民間協議にかかる事業費 日本、中国、台湾及び韓国の資源管理団体で組織される国際的な養鰻管理団体「持続可能な養鰻同盟」に係る協議並びに日本及び台湾の生産者間における民間協議の開催等に要する経費 イ ア以外の民間活動推進支援事業費 アの協議に附帯する会議及び業務等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	3 / 4 以内	令和6年度から令和10年度	1. 経費の欄に掲げるアの経費からの30%を超える増 2. 経費の欄に掲げるイの経費からの増	
6. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業	6. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費 (韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業費) ア 漁場機能回復管理協力費 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分するために必要な経費及び我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な経費 イ 漁業経営安定化支援費 外国漁船の操業による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、漁業共済掛金の一部を助成するために必要な経費及び緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等を行うために必要な経費 ウ 資源管理型種苗放流支援費 種苗放流事業実施者が種苗放流事業を行うために必要な経費 エ 外国漁船被害救済支援費 (ア) 外国漁船操業等調査・監視事業費 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等を行うために必要な経費 (イ) 漁具標識設置事業費 漁具の位置を示すための漁具標識を設置するために必要な経費 (ウ) 漁具被害復旧支援事業費 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分及び共同利用漁具・施設の導入等に要する経費 オ 小笠原諸島周辺水域における中国違法サンゴ船対策事業費 (ア) 海底清掃事業費 漁業者が漁船を用いて、小笠原諸島周辺水域において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分するために必要な経費	一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団	定 額	平成25年度から令和10年度まで(ただし、オにあつては平成26年度から令和10年度まで、カにあつては令和元年度から令和10年度まで)		

	(イ) 漁業経営安定化支援費 外国漁船の操業による影響を受けている小笠原諸島周辺水域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、漁業共済掛金の一部を助成するために必要な経費 カ 漁業再編対策支援費 我が国水域において外国漁船の操業等による影響を受ける漁業の計画的かつ円滑な再編整備及び魚種転換等を行うために必要な経費 キ 日ロ漁業協定関係漁業者対策事業費 我が国水域等において日ロ漁業協定に基づく操業に影響を受ける関係漁業者が操業転換を行うために必要な経費 ク 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施に附帯する業務を行うために必要な経費					
7. 沖縄漁業基金事業 (1) 沖縄漁業基金事業 (2) 沖縄漁業安定基金事業	7. 沖縄漁業基金事業費 (1) 沖縄漁業基金事業費（（2）を除く。） ア 台湾漁船等対策費 （ア）海底清掃事業費 漁業者が漁船を用いて、洋上において外国漁船の投棄漁具等の回収を行うとともに、回収された漁具を処分するために必要な経費 (イ) 外国漁船操業等調査・監視事業費 外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等を行うために必要な経費 (ウ) 漁具被害復旧支援事業費 外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に要する経費 (エ) 民間漁業者交流支援事業費 我が国漁業者が外国漁業者と民間レベルで資源管理について認識を共有することを促進するために必要な経費 (オ) 操業状況等把握システム開発事業費 日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な経費 (カ) 操業安全対策事業費 日台漁業取決め水域等で操業する沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に要する経費 イ 漁業振興対策費 （ア）沖縄産水産物流通促進事業費 水産物の生産者、流通業者及び加工業者並びにそれらの団体が行う沖縄産水産物流通の目詰まり解消の取組に必要な経費 (イ) 漁業経営安定対策事業費 a 施設整備等利子助成事業費 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行うために必要な経費 b 特別保証対策事業費 日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対する債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合額に対する助成を行うために必要な経費 (ウ) 漁業共済掛金助成事業費 日台漁業取決め水域等の外国漁船の操業	公益財団法人沖縄県漁業振興基金	定 額	(1) 平成 25 年度から令和 10 年度まで (2) 平成 26 年度から令和 10 年度まで		

	による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、漁業共済掛金の一部を助成するために必要な経費 (エ) 再編整備等推進支援事業費 日台漁業取決めの影響を受ける漁業の計画的かつ円滑な再編整備及び業種の転換等を行うために必要な経費 ウ 漁業環境整備の推進費 (ア) 海岸清掃等活動支援事業費 漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁業生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に必要な経費 エ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行うために必要な経費 (2) 沖縄漁業安定基金事業費 ア 漁業経営安定対策費 (ア) 施設整備等利子助成事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対する利子助成を行うために必要な経費 (イ) 保証料補助事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者等に対する債務保証について保証料助成を行うために必要な経費 (ウ) 漁業共済掛金補助事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業協同組合に所属している漁業者に対し、漁業共済掛金の一部を助成するために必要な経費 (エ) 漁業用燃油支援対策事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者に対し、漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な経費 (オ) 漁具被害対策支援事業費 外国艦船等の緊急避泊等によって沖縄県漁業者の漁具や施設に被害が発生した場合、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費 イ 漁業生産性向上対策費 (ア) 操業安全対策事業費 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者の安全操業確保のために必要な機器の整備等に要する経費 (イ) 漁業奨励補助事業費 水産物安定供給の確保のために必要な浮魚礁の復旧等に要する経費 (ウ) 地域漁業活性化事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける漁業者による、地域漁業の活性化及び水産物の安定供給等のために必要な地域活性化計画の策定及び太平洋島嶼国入漁支援等を行うために必要な経費 (エ) 資源管理型漁業推進事業費 沖縄県内で発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動に要する経費 ウ 水産物流通加工対策費 (ア) 水産物販路拡大推進事業費				
--	--	--	--	--	--

	沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者並びにそれらの団体による沖縄県水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等に係る取組を行うために必要な経費 (イ) 水産物流通加工推進事業費 沖縄県周辺水域における米軍訓練水域や米軍艦船等の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者並びにそれらの団体が行う水産物流通促進のため、加工商品及び流通手段の開発、加工機器の導入及び漁業協同組合と一体となって取組む店舗又は加工設備等の借料支援を行うために必要な経費 エ 一般管理費 事業実施者が行う事業の実施の際に附帯する業務を行うために必要な経費					
8. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業	8. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業費 収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船・漁具等の導入を行うのに要する次に掲げる経費 (1) 成長産業化審査会費 (2) 地域委員会費 (3) リース導入支援費 ア 漁船に要する経費 イ 漁具等に要する経費 ウ リース導入経費 (4) 管理運営事業費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者	定 額 定 額 1／2以内 1／2以内 定 額 定 額	平成 31 年度 から 令和 10 年度		
9. 鯨類資源持続的利用支援調査事業	9. 鯨類資源持続的利用支援調査事業費 円滑化実証等事業費 商業捕鯨の本格的な実施に当たり、捕鯨業の効率的・効果的な操業形態の確立のため、分布状況の調査や捕獲技術の開発等に要する次に掲げる経費 (1) 沖合海域実証事業費（漁場探索、市場開拓） 沖合海域における鯨類の分布状況調査や鯨肉の市場開拓等の取組に必要な経費 (2) 沿岸海域実証事業費 ア 実証事業費 沿岸海域における捕鯨の実証事業に必要な経費 イ 流通等効率化事業費 鯨体処理作業の集約化や新規販路開拓等の実証等に必要経費 ウ 調査分析事業費 捕鯨業の効率的・効果的な操業形態を確立するための調査分析等に必要経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者	2／3以内 1／2以内 定 額 定 額	令和 2 年度 から 令和 7 年度	1. 経費の欄に掲げる（1）及び（2）の経費の相互間における経費の増減	
10. 水産業競争力強化緊急事業	10. 水産業競争力強化緊急事業費 (1) 広域浜プラン緊急対策事業費 ア 広域浜プラン策定支援費 (ア) 浜の活力再生広域プラン策定支援費 広域水産業再生委員会が、浜の活力再生広域プランを策定するために必要な経費 (イ) 漁船漁業構造改革広域プラン策定支援費 広域漁船漁業構造改革委員会が、漁船漁業構造改革広域プランを策定するために必要な経費 イ 収入向上・コスト削減の実証的取組等支援費 浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン（以下「広域浜プラン」という。）に基づき、付加価値の向上、販売力強化	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	定 額	(2) のアの事業のうち、漁具等の導入に係るものについては、令和 7 年度から令和 11 年度まで	(3) イの事業については、令和 6 年	

	及び共同化を核とした効率的な操業体制の確立等を実証的に取り組むために必要な次に掲げる経費 (ア) 養殖用生餌供給安定対策支援費 従来生餌として利用できていない地域や時期において水揚げされた魚、利用できていない魚種を生餌として流通させることで、生餌供給の安定化を図り、持続可能な収益性の高い養殖生産を確立するために必要な経費 (イ) 広域浜プラン実証調査費 産地市場等の機能再編や共同出荷等の販売力強化等、広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくための実証や調査等に必要な経費 (ウ) ブリ類養殖緊急支援対策費 ブリ類養殖における種苗の安定確保を図るため、ブリ類人工種苗を増産し又は定置網漁業等で漁獲される小型ブリを養殖用の中間魚として活用するために必要な経費 (エ) 貝類のへい死対策環境整備支援費 貝類の適正な養殖管理の推進に向け、モニタリング環境を整備するために必要な経費 ウ クロマグロ混獲回避活動支援費 定置網漁業等の安定的な操業に必要なクロマグロ混獲回避活動に要する経費 (2) 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業費 ア 浜の担い手漁船リース緊急事業費 浜の活力再生広域プランに基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が所得向上に取り組むために必要な漁船（中古漁船又は新造漁船）・漁具等の円滑な導入に要する経費 イ 漁船漁業構造改革緊急事業費 漁船漁業構造改革広域プランに基づき、中核的漁業者として位置付けられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入に要する経費 (3) 競争力強化型機器等導入緊急対策事業費 ア 競争力強化型機器等導入緊急対策事業費 浜の活力再生広域プラン等に基づき、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入に要する経費 イ 安全設備導入緊急対策事業費 遊漁船における安全性向上のための機器導入に要する経費 (4) 水産業競争力強化金融支援事業費 ア 実質無利子化措置費 (2)の事業により漁船・漁具等の建造、取得若しくは改修を行う者、(3)の事業により漁業用機器等の導入を行う者又は漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）別紙3の1の(2)のエの(ア)の水産庁長官が別途定める要件を満たす者（以下「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」という。）が借り入れる資金に対する利子助成に要する経費 イ 実質無担保・無保証人化措置費 (3)の事業により漁業用機器等の導入を行う者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者に対する債務保証について、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る保証を実施することに伴う求償権償却経費に対す		度から令和7年度まで (4)の事業のうち、太平洋クロマグロ強度資源管理取組者に係るものについては、令和7年度から令和11年度まで
--	--	--	--

		る助成に要する経費 ウ 保証料助成措置費 (2) の事業により漁船・漁具等の建造、取得若しくは改修を行う者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者に対する債務保証について保証料助成に要する経費 (5) 一般管理費 (1) ～ (4) の事業を実施する際に附帯する業務を行うために必要な経費					
	11. 担い手代船取得支援リース事業	11. 担い手代船取得支援リース事業費 漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化を図るため、効率的かつ安定的な漁業経営に向けて経営改善に計画的に取り組もうとする者（経営改善漁業者）や新規の沿岸漁業就業者に対する漁船のリース料の助成に要する経費	一般社団法人日本水産会	定 額	平成 17 年度から令和 6 年度（ただし、助成の決定を受けたものについては、その支出が完了するまで）		
	12. 養殖業体質強化緊急総合対策事業	12. 養殖業体質強化緊急総合対策事業費 (1) 国産飼料原料転換対策事業費 ア 国産飼料原料の利用促進のため、国内で漁獲される原材料、加工残渣等を原料とした国産魚粉又は魚油の供給体制の構築を行うための経費 イ 事業推進事務費 事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務を行うために必要な経費 (2) 国産人工種苗転換対策事業費 ア 人工種苗の普及を推進するため、人工種苗の広域供給拠点となる種苗生産施設及び中間育成施設の機能強化に必要な経費 イ 事業推進事務費 事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務を行うために必要な経費 (3) 養殖コスト低減対策事業費 ア 協業化による養殖経営体の生産性向上支援費 協業化に取り組む養殖業者等に対する飼料の統一化、ワクチン、薬浴の共同化、生産性向上に資する機器及び環境変化への対応のために行う養殖対象種・手法の転換や養殖種類の多角化の取組に資する資機材の共同購入等に必要な経費 イ 事業推進事務費 事業の運営に係る課題提案書の募集、受付、審査、交付その他の事務を行うために必要な経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	1 / 2 以内 定 額 1 / 2 以内 定 額 1 / 2 以内 定 額	令和 6 年度		
3. 漁村の活性化の推進	1. 持続可能な水産加工流通システム推進事業 (1) 水産加工連携プラン支援事業 (2) 特定水産物供給平準化事業 (3) 持続	1. 持続可能な水産加工流通システム推進事業費 (1) 水産加工連携プラン支援事業費 ア 加工流通等連携プラン策定支援事業費 (ア) 事業説明会及び企業間マッチング経費 生産者、加工流通業者、販売事業者、金融機関等の専門家による水産加工・流通の課題解決に取り組む協議会（以下「連携協議会」という。）の立ち上げに向けて、全国説明会や企業間マッチング活動を行うために要する経費 (イ) アドバイザー派遣経費 水産加工・流通分野の取組を含むプラン内容の検討のために、専門アドバイザー及	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和 6 年度から令和 10 年度	経費の欄に掲げるアの経費の合計とイの経費の合計との相互間における経費の 30 % を超える増減	

可能な水産物消費拡大推進事業	び外部経営コンサルタントを派遣するために要する経費 (ウ) 審査等事務運営費 課題提案書の募集、受付、外部審査、交付事務その他事業の管理運営に要する経費並びに取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等に要する経費 (エ) 連携協議会助成経費 認定を受けた連携プランに基づく内容深化のための取組への支援に要する経費 イ 加工流通等連携プラン・スタートアップ支援事業費 (ア) 資源状態の良い魚種への原材料転換、低・未利用魚を利用した新商品開発等、海洋環境の変化等に伴う原材料不足に対処し、環境負荷の少ない原材料調達に要する経費 (イ) ICT や DX 等の先端技術によるイノベーションや、省エネ機器の導入、高品質な商品作り、EC を利用した販路開拓等により、生産性を向上させる取組に要する経費 (ウ) デジタル化等による流通の効率化、新たな鮮度保持技術の導入、作業自動化、中核的水産加工業者育成等を通じて人手不足を解消し、持続的な供給体制を構築する取組に要する経費 (エ) その他持続可能な水産加工流通業の実現に資する取組に要する経費		1 / 2 以内			
	(2) 特定水産物供給平準化事業費 ア 特定水産物供給平準化事業費 国産水産物の安定的供給等に資するため、漁業者団体等が水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者の求める時期に販売する取組に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成するために要する経費 イ 特定水産物供給平準化事業費（原材料転換対策） 水産加工業者の原材料転換の取組を推進するため、漁業者団体等が原材料転換に資する水産物を買取り・保管し、水産加工業者に販売する取組に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成するために要する経費 ウ 特定水産物供給平準化事業費（能登半島地震に伴う水産加工原材料安定供給対策） 漁業者団体等が、令和6年能登半島地震の影響により加工原材料の調達が困難な被災地に所在する水産加工業者に対して、加工に必要な水産物を買取り保管した後に販売する取組に対し、買取代金の金利、保管経費等の一部を助成するために要する経費 エ 附帯事務費 ア、イ及びウを実施するために必要な事務を行うために要する経費	公益財団法人水産物安定供給推進機構	定 額	令和6年度から令和10年度	経費の欄に掲げるアの経費からそれ以外の経費への増並びにイ及びウの経費からそれ以外の経費への増	
	(3) 持続可能な水産物消費拡大推進事業費 ア 魚食普及活動推進事業費 (ア) おさかな給食活用セミナー開催支援事業費 学校給食関係者に対する給食での国産水産物の利用を促進するための知識や調理方法のノウハウの提供等を目的とする魚食普及のためのセミナー等を広域的に実施するために要する経費 (イ) 魚食に関する学びの場支援事業費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和6年度から令和10年度	経費の欄に掲げるアの(ア)、アの(イ)及びアの(ウ)のb並びにイの相互間における30%の増減	

	児童への魚食の普及に向けて、教育現場において、栄養教諭等が行う魚食や魚に関する指導に活用するための教材の作成等を実施するために要する経費 (ウ) 出前授業等取組支援事業費 a 出前授業等支援事業費 食の簡便化志向等の高まりにより、家庭において魚食に関する知識の習得や体験等の機会を十分確保することが難しくなっていることを踏まえ、消費者等に対して民間団体等が行う魚や魚食に関する理解・関心を高めるための体験型の出前授業・課外授業等の魚食普及活動の取組に対し、経費の一部を支援するために要する経費 b 出前授業等運営事業費 a の民間団体等が行う魚食普及活動に係る取組提案書の公募・受付・確認審査及び交付事務その他の a の事業の運営、民間団体等に対する指導監督等を実施するために要する経費 イ 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業費 (ア) 新商品展示・発表会開催支援事業費 一般消費者向けに、国産水産物の魅力や水産政策の情報等を発信する全国規模の魚食に関する展示・発表会を実施するために要する経費 (イ) さかなの日推進委員会運営事業費 消費者の水産物消費に関する機運の向上を図る取組を推進する機関として官民協働で設立した「さかなの日推進委員会」を運営するとともに、官民が一体となった水産物の普及活動を実施するために要する経費 (ウ) 持続可能な水産物の普及推進事業費 持続可能な水産物の普及やその認知度の向上を図るため、我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であること等を示す水産エコラベルに係る取組を推進するための国内消費者への情報発信（インフルエンサーやSNS等を活用したPR）や認証取得者による水産物の持続可能性に配慮した取組の紹介等を実施するために要する経費		1 / 2 以内		経費の欄に掲げるアの(ウ)のaからそれ以外の経費への増
2. 有害生物漁業被害防止総合対策事業	2. 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (1) 有害生物漁業被害防止対策調査事業費のうち大型クラゲ国際共同調査事業費 ア 日中韓共同による大型クラゲモニタリング調査事業費 日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海等における大型クラゲのモニタリング調査、東シナ海等を航行する国際フェリーからの目視調査等を行うのに要する経費 イ 日中韓共同による大型クラゲの出現予測技術の高度化等事業費 日中韓共同による大型クラゲ出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発等を実施するとともに、日中韓科学者会議等を開催するのに要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	平成30年度から令和10年度	
(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業	(2) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 我が国周辺海域に広域に出現するトド等の有害生物による漁業被害を総合的に防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募し		平成30年度から令和10年度	経費の欄に掲げるウの(ア)のa及び(ウ)のaの経費からそれ以外の

	ア 有害生物漁業被害防止対策調査事業費のうち有害生物調査及び情報提供事業費 (ア) 有害生物漁業被害防止検討委員会費 有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲに限る。）による漁業被害に対する総合的な防止対策を効果的・効率的に進めるため、漁業被害の発生状況等を勘案し、被害防止・軽減のための実施計画を策定するとともに、事業効果の検証等を行うことを目的とする有害生物漁業被害防止検討委員会の設置・開催等に要する経費 (イ) 有害生物出現実態・生態把握調査費 被害対策を効果的・効率的に進めるための知見を得ることを目的として、有害生物（トド、オットセイ及びナルトビエイに限る。）の出現実態、生態、回遊動向等の把握のための科学的な調査に要する経費 (ウ) 有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費 調査船調査や漁業者等による有害生物（トド、オットセイ、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲに限る。）の出現情報の収集を行うとともに、当該情報を取りまとめ、漁業関係者に提供を行うために要する経費 イ 有害生物漁業被害防止対策事業費のうち有害生物被害軽減技術開発事業費 (ア) トド追い払い等効果検証費 トドによる漁業被害を軽減するため、効果的・効率的な追い払い手法や駆除手法の確立に向け、実証的取組を行うために要する経費 (イ) トド等漁業被害防止技術開発費 トド及びオットセイを対象に漁具の破損等を防止するための漁具の改良に係る実証及びトド捕獲手法の開発並びにトド及びオットセイを対象とした忌避手法の開発等に要する経費 (ウ) トド漁業被害軽減対策検討会の開催費 より効果的なトドによる漁業被害軽減対策を検討するため、漁業者、科学者、行政担当者等からなる検討会の開催等に要する経費 ウ 有害生物漁業被害防止対策事業費のうち有害生物被害軽減対策事業費 (ア) 有害生物駆除費 発生源に近い海域、出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの有害生物（トド、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲに限る。）の駆除に要する次の a 及び b に掲げる経費 a 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 b a 以外の経費 (イ) 有害生物陸上処理費 駆除活動に伴い陸揚げされた有害生物（トド、ナルトビエイ、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ及びキタミズクラゲに限る。）の陸上処理（陸上処理機材導入に要するものを除く。）及び有効利用に要する経費 (ウ) 改良漁具の導入費 トドによる漁具の破損を回避するため、改	た者から選 定された者 定 額 定 額 1／2 以内 定 額 定 額	経費への増
--	--	--	--------------

	良漁具の導入促進に要する次の a 及び b に掲げる経費 a 改良漁具の購入に要する経費 b a 以外の経費		1 / 2 以内 定 額			
(3) 大型クラゲ緊急対策事業	(3) 大型クラゲ緊急対策事業費 我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害を防止・軽減するため、次の事業の実施又は助成に要する経費 ア 駆除事業費 発生源に近い海域や出現密度の高い海域等のより効果的・効率的に駆除することが可能な海域における駆除等、広域的な観点からの大型クラゲの駆除に要する次の (ア) 及び (イ) に掲げる経費 (ア) 大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費 (イ) (ア) 以外の経費 a 沖合域等における駆除費 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域を始めとした大型クラゲの出現密度の高い海域等における広域的な観点からの駆除に要する経費 b 沿岸域における駆除費 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除に要する経費 イ 陸上処理事業費 陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用に要する次の (ア) 及び (イ) に掲げる経費 (ア) 陸上処理機材導入に要する経費 (イ) (ア) 以外の経費	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	1 / 2 以内 定 額	平成 30 年度から令和 10 年度		
3. 漁場油濁被害対策	3. 漁場油濁被害対策費	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構	1 / 2 以内 定 額	昭和 49 年度から令和 10 年度	1. 経費の欄に掲げる (1) の経費と (1) の経費以外の経費の相互間における増減	
(1) 防除清掃事業	(1) 防除清掃事業費					
(2) 審査認定事業	(2) 審査認定事業費					
(3) 漁場油濁被害防止対策事業	(3) 漁場油濁被害防止対策事業費					
	原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者等が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要する経費 (以下「防除費」という。) の支弁を行うのに要する経費 ア 漁場油濁被害認定事業 原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害の額及び (1) に規定する防除費並びに原因者が判明している場合の防除費の額の認定等を行うのに要する経費 イ 認定審査会運営事業 中央漁場油濁被害認定審査会及び都道府県漁場油濁被害等認定審査会の運営を行うのに要する経費 (3) 漁場油濁被害防止対策事業費 ア 漁場油濁防止対策普及事業 内水面を含む漁場油濁被害の未然防止及び軽減に向けて、油濁事故に関する必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催等を行うのに要する経費 イ 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 防除作業等の専門家を確保・育成し、要請に応じ、現地に専門家の派遣等を行うのに要する経費	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構			2. 経費の欄に掲げる (2) 及び (3) の経費の相互間における経費の 30% を超える増減	
4. 漁協経	4. 漁協経営基盤強化対策支援事業費	水産庁長官		令和 7 年度	1. 経費の欄	

営基盤強化 対策支援事 業 (1) 経営 基盤強化等 支援事業 (2) 金融 助成事業 (3) 管理 運営事業	(1) 経営基盤強化等支援事業費 ア 経営基盤強化支援事業費 県域で定める合併基本方針に基づく合併等 を目指している漁協、販売事業の強化等によ り収益性の向上を目指している広域合併漁協 や合併をこれから検討する漁協間での事業連 携の取組を行う漁協等に対し、経営コンサル タント等の外部専門家による事業計画の策定 支援や合併に向けた県域内の漁協等の現状分 析、漁協系統役職員に対する研修会等を実施 するために要する経費 イ 公認会計士監査導入円滑化事業費 公認会計士監査に円滑に対応できるように するため、漁協等の監査コストの低減を図る ための取組や制度周知のための説明会の取組 等を支援するために要する経費 (2) 金融助成事業費 ア 金融助成事業費（新規受付分） (ア) 利子助成事業費 合併等の効果を早期に発現するための事 業計画の実行や広域合併、「海業」の実施の ために必要となる借入金の利子助成に要す る経費 (イ) 保証料助成事業費 合併等の効果を早期に発現するための事 業計画の実行や広域合併、「海業」の実施の ために必要となる借入金の保証料助成に要 する経費 イ 金融助成事業費（後年度負担分） (ア) 金融助成事業費 a 利子助成事業費 令和6年度まで実施した漁協経営基盤強 化対策支援事業により交付決定を受けた資 金について、本事業年度に発生する利息に対 する利子助成に要する経費 b 保証料助成事業費 令和6年度まで実施した漁協経営基盤強 化対策支援事業により交付決定を受けた資 金について、本事業年度に発生する利息に対 する保証料助成に要する経費 (イ) 旧事業費 a 利子助成事業費 平成28年度まで実施した漁協経営改善推 進事業及び令和3年度まで実施した漁協経 営基盤強化対策事業により交付決定を受け た資金について、本事業年度に発生する利息 に対する利子助成に要する経費 b 保証料助成事業費 平成28年度まで実施した漁協経営改善推 進事業及び令和3年度まで実施した漁協経 営基盤強化対策事業により交付決定を受け た資金について、本事業年度に発生する保証 料に対する保証料助成に要する経費 c 求償権償却経費助成事業費 平成28年度まで実施した漁協経営改善推 進事業の基金協会の債務保証について、既保 証分に係る求償権償却経費に対する助成に 要する経費 ウ 不漁対策助成事業費（新規受付分） (ア) 利子助成事業費 不漁等により経営が悪化している漁協が 事業改善計画等を実行するために必要とな る借入金への利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成費	が別に定め る公募要領 に基づき、事 業に応募し た者から選 定された者	定 額 1／2以内 1／2以内 1／2以内 1／2以内 2／3以内 1／2以内 1／2以内	から令和9 年度（ただ し、(2)ア の事業、 (2)イ (ア)及び (イ) a 及 び b の事 業、ウ(ア) 及び(イ) の事業、エ (ア)及び (イ)の事 業、オ(ア) 及び(イ) の事業並び にカ (ア)及び (イ)の事 業につい ては、水産 庁長官が 別に定め る事業内 容欄の助 成期間内、 また、(2) イ(イ) c の事業、ウ (ウ)の事 業、エ(ウ) の事業、オ (ウ)の事 業及びカ (ウ)の事 業につい ては、その 全ての保 証案件の 弁済又は 求償権の 償却が完了するま で)	に掲げる (1)及び (2)の経 費の相互間 における経 費の30%を 超える増減 2. 経費の欄 に掲げる(1) 及び(2)の経 費から(3)の 経費への増
---	--	---	---	---	---

	不漁等により経営が悪化している漁協が事業改善計画等を実行するために必要となる借入金への保証料助成に要する経費 (ウ) 保証責任準備金 不漁等により経営が悪化している漁協が事業改善計画等を実行するために資金を借り入れる際に必要となる基金協会の債務保証について、求償権償却経費に対する助成に要する経費 エ 不漁対策助成事業費（後年度負担分） (ア) 利子助成事業費 令和6年度まで実施した不漁対策助成事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 令和6年度まで実施した不漁対策助成事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する保証料に対する保証料助成に要する経費 (ウ) 求償権償却経費助成事業費 令和6年度まで実施した不漁対策助成事業の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成に要する経費 オ 災害対策助成事業費（新規受付分） (ア) 利子助成事業費 令和6年能登半島地震による被害を受けた漁協等が経営再建のために必要となる借入金への利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 令和6年能登半島地震による被害を受けた漁協等が経営再建のために必要となる借入金への保証料助成に要する経費 (ウ) 保証責任準備金 令和6年能登半島地震による被害を受けた漁協等が経営再建のために資金を借り入れる際に必要となる基金協会の債務保証について、求償権償却経費に対する助成に要する経費 カ 災害対策助成事業（後年度負担分） (ア) 利子助成事業費 令和6年度に実施した災害対策助成事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する利息に対する利子助成に要する経費 (イ) 保証料助成事業費 令和6年度に実施した災害対策助成事業により交付決定を受けた資金について、本事業年度に発生する保証料に対する保証料助成に要する経費 (ウ) 求償権償却経費助成事業費 令和6年度に実施した災害対策助成事業の基金協会の債務保証について、既保証分に係る求償権償却経費に対する助成に要する経費 (3) 管理運営事業費 (1)及び(2)の事業を円滑に実施するために、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会、漁協、漁業協同組合連合会、融資機関、保証機関等の関係機関との調整、支払手続等の管理運営に要する経費	2／3以内			
		1／2以内			
		1／2以内			
		2／3以内			
		定 額			
		定 額			
		2／5以内			
		定額			
		定額			
		2／5以内			
		定 額			

5. 海業振興緊急支援事業 海業立ち上げ支援事業	5. 海業振興緊急支援事業費 海業立ち上げ支援事業費 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項に基づく漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下、「活用推進計画」という。）等の策定を目指すモデル地区における活用推進計画等の策定に必要な調査等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和6年度		
6. 海業振興支援事業 海業立ち上げ支援事業	6. 海業振興支援事業費 海業立ち上げ支援事業費 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第41条第1項に基づく漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下、「活用推進計画」という。）等の策定を目指すモデル地区における活用推進計画等の策定に必要な調査等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和7年度から令和11年度		
7. 浜の活力再生プラン推進等支援事業 （1）デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	7. 浜の活力再生プラン推進等支援事業費 （1）デジタル水産業戦略拠点整備推進事業費 ア デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援事業費 ア 審査会等開催費 デジタル水産業戦略拠点を目指す地域の地域コンソーシアムが作成する事業構想の公募・審査、デジタル水産業戦略拠点の選定、地域コンソーシアムが策定する地域計画の審査等に要する経費 イ 地域コンソーシアムの開催支援費 地域コンソーシアムにおける地域の関係者で合意形成を図るための会議の開催等の支援等に要する経費 ウ 地域計画策定支援費 地域コンソーシアムによる地域計画の策定に必要な調査等の支援等に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者	定 額	令和5年度から令和9年度		
（2）漁村女性活躍推進事業	（2）漁村女性活躍推進事業費 ア 漁村女性能力発展・実践活動促進支援事業費 民間団体等が行う漁村女性の経営能力の向上、女性の活躍に資する取組への意識・理解の醸成、漁村女性を中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための講習会等及び取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催等に要する経費 イ 女性活躍のための実践活動支援事業費 水産庁長官が適当と認める漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループ等が行う特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催及び直売所や食堂の経営等の意欲的な実践活動に要する経費	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、それぞれの事業毎に応募した者から選定された者	定 額 1／2以内	平成30年度から令和9年度	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	

(注) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業実施に要する人件費の算定方法及び適正な執行等に関しては、別添「水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について」によるものとする。
※ 浜の活力再生プラン推進等支援事業費にあっては交付率とする。

別添（別表 1 関連）

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法等について

水産関係民間団体事業の実施に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している事業を除き、以下の方法によることとする。

1. 事業実施に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている事業における、事業に要する人件費とは、事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素毎に計算する必要がある。

$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$
--

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該事業に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該事業の

ためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

- (2) 一の事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数（1月に満たない場合は、日割り計算による）}$$

2. 実績単価による算定方法

事業に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以

下、同じ。) 。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該事業に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額＋年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

３．直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属		〇〇〇部		××課		役職		〇〇〇〇		氏名		〇〇〇〇		時間外手当支給対象者が否か										業務時間及び業務内容		
日	時	0	・	・	・	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
1							←→				←→														A(3h) 〇〇検討会資料準備 B(5.25h) 〇〇調査打ち合わせ			
2							←→				←→		←→											A(6h) 〇〇検討会資料準備、検討会 C(2h) 〇〇調査打ち合わせ				
3							←→				←→		←→											D(3h) 自主事業 B(2h) 〇〇調査打ち合わせ A(4h) 現地調査準備 A(9.6h) 〇〇調査現地調査				
4							←→																		A(3h) 〇〇検討会資料準備 D(6h) 自主事業			
5							←→				←→														A(3h) 〇〇検討会資料準備 D(6h) 自主事業			
・																												
・																												
・																												
・																												
30																												
31																												
勤務時間管理者 所属： 〇〇部長 氏名： 〇〇〇〇 印															A: 〇〇〇〇事業(水産庁〇〇課) B: 〇〇〇〇事業(水産庁〇〇課) C: 〇〇〇〇委託事業(〇〇農政局) D: 自主事業										合計		A(〇〇h) B(〇〇h) C(〇〇h) D(〇〇h)	

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。（当該事業の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることがないよう適切に管理すること。）
- ③ 当該事業に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・事業の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・事業の実施にあたり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該事業における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該事業のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。

別表 2 (第4及び第14の関係)

区 分	経 費
1 水産資源管理対策事業	
(1) 漁業協定等実施費補助金	新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業費 国際資源の管理体制構築促進事業費
(2) 海洋水産資源開発費補助金	漁業資源調査等事業費 水産資源調査・評価推進事業費
(3) 水産資源管理対策事業費補助金	1 水産資源管理対策推進指導費 (1) 新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業費 ア 沖合・遠洋漁業における自主的資源管理体制高度化事業費 イ I Q管理の推進に向けた取組支援事業費 ウ 遊漁船管理対策推進事業費 エ 定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業費 (2) スマート水産業推進事業費 ア スマート水産業普及推進事業費 イ 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策費 (3) スマート水産業推進緊急事業費 ア スマート水産業普及推進事業費 イ 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策費 (ア) 特別管理特定水産資源等の管理・流通効率化推進事業費 (イ) ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム機能強化等支援事業費 2 水産資源管理対策推進事業費 (1) 新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業費 ア さけ・ます等栽培対象資源対策事業費 (ア) 環境変化に対応した広域種の種苗放流による資源造成・回復効果検証事業費 (イ) さけ・ます広域連携体制構築推進事業費 (2) さけ増殖資材緊急開発事業費
(4) さけ・ます漁業協力事業費補助金	さけ・ます漁業協力事業費
2 水産業振興対策事業	水産金融総合対策事業費
(1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	中小漁業関連資金融通円滑化等事業費
(2) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	1 水産金融総合対策事業費 (1) 漁業経営基盤強化金融支援事業費 (2) 漁業関係資金利子助成事業費 (3) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助事業費 (4) 漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業費
(3) 水産業振興対策事業費補助金	1 水産業振興対策推進指導費 (1) 水産業改良普及事業対策費 ア 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費 (ア) 経営体育成総合支援事業費 (イ) 福祉対策事業費 (ウ) 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業費 a 漁船安全対策推進事業費 b 水産業革新的技術導入・安全対策推進事業費 (a) 漁船安全技術導入促進・実証事業費 (b) ゼロエミッション化に向けた次世代型漁労機器検討・評価事業費 (エ) 漁業担い手確保緊急支援事業費 (2) 水産業体質強化等推進事業費 ア 水産業体質強化総合対策事業費 (ア) 漁場機能維持管理事業費 a 韓国・中国等外国漁船操業対策事業費 b 沖縄漁業基金事業費 c 北方海域出漁者経営安定支援事業費 (イ) 水産業成長産業化沿岸地域創出事業費 (ウ) 鯨類資源持続的利用支援調査事業費 (3) 水産金融総合対策事業費 漁業者保証円滑化対策事業費 (4) 水産増養殖等振興対策事業費

	ア 養殖業成長産業化推進事業費 (ア) 養殖業成長産業化行動計画推進事業費 (イ) 真珠産業海外展開強化事業費 イ 内水面漁業・養殖業活性化総合対策事業費 ウ 養殖業体質強化緊急総合対策事業費 (5) 水産業競争力強化緊急事業費
3 漁村活性化対策事業 (1) 漁村活性化対策事業費補助金	1 漁村活性化対策推進指導費 (1) 持続可能な水産加工流通システム推進事業費 ア 水産加工連携プラン支援事業費 イ 特定水産物供給平準化事業費 ウ 持続可能な水産物消費拡大推進事業費 (2) 漁協経営基盤強化対策支援事業費 (3) 海業振興緊急支援事業費 (4) 海業振興支援事業費 2 漁場環境保全対策事業費 (1) 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 ア 大型クラゲ国際共同調査事業費 イ 有害生物漁業被害防止総合対策事業費 (2) 漁場油濁被害対策費
4 水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	浜の活力再生プラン推進等支援事業費

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

区 分	補 助 金	備 考
水産資源管理対策事業 漁業協定等実施費補助金 海洋水産資源開発費補助金 水産資源管理対策事業費補助金 さけ・ます漁業協力事業費補助金	円	
水産業振興対策事業 中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 水産業振興対策事業費補助金	円	
漁村活性化対策事業 漁村活性化対策事業費補助金	円	
水産業強化対策事業 水産業強化対策推進交付金	円	
合 計		

- （注） 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
- 2 「事業の目的」、「事業の内容及び計画」、「経費の配分」及び「事業完了予定年月日」等については事業別様式により作成すること。
- 3 添付書類については、公募により選定された民間団体等にあつては、課題提案書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（提案書提出時以降変更のない場合は省略できる。）
なお、必要に応じて、添付された書類の他にも、積算根拠確認のための資料（例：見積書の写し）を提出させる場合がある。
- 4 添付書類として、別添「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたものを添付すること。
なお、チェックシートは、「漁業経営体向け」「民間事業者・自治体等向け」のうち該当するもののみ添付すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(漁業経営体向け)

事業名： _____

組織名・代表者氏名： _____

住所： _____

連絡先（担当者氏名・電話番号）： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 水産用医薬品の適正な使用	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合（該当しない ☐ ） 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合（該当しない ☐ ） 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合（該当しない ☐ ） 漁場改善計画の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました ☐

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、該当項目の申請時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____
組織名・代表者氏名： _____
住所： _____
連絡先（担当者氏名・電話番号）： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

< 報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて >

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、該当項目の申請時のチェックは不要です。

3-1-（1）（持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち水産加工連携プラン支援事業）

第1 事業の目的

第2 事業の内容

水産加工連携プラン支援事業

1 加工流通等連携プラン策定支援事業計画（又は実績）

① 事業説明会及び企業マッチング事業

事業説明会実施計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考（成果等）
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

--

企業間マッチング実施計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考（成果等）
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

--

② アドバイザー派遣事業計画（又は実績）

指導対象者の業種	事業者数	回 数	備 考
計	件	延べ 回	

※備考欄には、実績の場合は、指導内容、成果、指導後に2の事業を実施した事業者数等を記入すること。

その他の計画内容（又は実績）

--

③ 審査等事務運営事業計画（又は実績）

「外部審査委員会」設置計画（又は実績）

委員数	専門分野	経歴・資格等	備 考

事例分析・評価、事業成果の普及計画（又は実績）

--

交付事務その他事業管理運営計画（又は実績）

--

④ 連携協議会助成計画内容（又は実績）

事業者区分	採択数	金 額	概要

計			
---	--	--	--

2 加工流通等連携プラン・スタートアップ支援事業計画（又は実績）

事業者区分	採択数	金 額	概要
計			

第3 経費の配分

（単位：円）

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
漁村活性化対策事業費補助金				
漁村活性化対策推進指導費補助金				
持続可能な水産加工流通システム推進事業費				
水産加工連携プラン支援事業費				
1 加工流通等連携プラン策定支援事業費				
（1）事業説明会及び企業マッチング経費				
ア 事業説明会実施計画費				
イ 企業間マッチング実施計画費				
（2）アドバイザー派遣経費				
（3）審査等事務運営費				
ア 「外部審査委員会」設置計画費				
イ 事例分析・評価、事業成果の普及費				
ウ 交付事務その他事業管理運営費				
（4）連携協議会助成経費				
2 加工流通等連携プラン・スタートアップ支援事業費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

ただし、事業実施主体ごとに取扱いが異なる場合は、事業実施主体ごとの取扱いが分かるように別様に資料を作成し添付すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

第5 添付書類

第3の経費の配分に記載された事項について、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を作成し添付すること。

3-1-(2) (持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち特定水産物供給平準化事業)

第1 事業の目的

第2 事業の内容

特定水産物供給平準化事業（附帯事務を含む）計画（又は実績）

--

第3 経費の配分

（単位：円）

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金	自己負担金	その他	
漁村活性化対策事業費補助金					
漁村活性化対策推進指導費補助金					
持続可能な水産加工流通システム推進事業費					
特定水産物供給平準化事業費					
1 特定水産物供給平準化事業費					
2 原材料転換対策費					
3 能登半島地震に伴う水産加工 原材料安定供給対策費					
4 附帯事務費					
計					

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

第4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

第5 添付書類

- 1 公益財団法人水産物安定供給推進機構の定款、貸借対照表、正味財産増減計算書（又は収支計算書）
- 2 第3の経費の配分に記載された事項について、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を作成し添付すること。

3-1-(3) (持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち持続可能な水産物消費拡大推進事業)

第1 事業の目的

第2 事業の内容

1 魚食普及推進事業計画（又は実績）

(1) おさかな給食活用セミナー開催計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

(2) 魚食に関する学びの場支援実施計画（又は実績）

日 時	実施先	実施方法・内容	対象者数 (学びの場参加者数)	備考
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

(3) 出前授業等取組支援事業計画（又は実績）

ア 出前授業等支援事業計画（又は実績）

事業者区分	採択数	金 額	出前授業等の概要
計			

イ 出前授業等運営事業計画（又は実績）

(ア) 事業実施スケジュール

実施時期	実施方法等

※適宜行を追加して記載すること。

(イ) 事業成果の普及・その他交付運営事務

持続可能な水産物消費拡大事業の成果の公表・普及、その他の計画内容（又は実績）

2 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業計画（又は実績）

(1) 新商品展示・発表会開催計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

(2) さかなの日推進委員会開催計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

（３）持続可能な水産物の普及推進事業計画（又は実績）

日 時	場 所	実施方法・内容	参集範囲 (参加者数)	備考
計	回			

その他の計画内容（又は実績）

第３ 経費の配分

（単位：円）

区 分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に 要した経費〕	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
漁村活性化対策事業費補助金				
漁村活性化対策推進指導費補助金				
持続可能な水産加工流通システム推進事業費				
持続可能な水産物消費拡大推進事業費				
１ 魚食普及活動推進事業費				
（１）おさかな給食活用セミナー開催支援事業費				
（２）魚食に関する学びの場支援事業費				
（３）出前授業等取組支援事業費				
ア 出前授業等支援事業費（事業費）				
イ 出前授業等運営事業費（事務費）				
２ 官民協働による水産物の消費拡大取組推進事業費				
（１）新商品展示・発表会開催支援事業費				
（２）さかなの日推進委員会運営事業費				
（３）持続可能な水産物の普及推進事業費				
計				

（注）実績報告の際に各区分の「補助事業に要した経費」及び「負担区分」に交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

備考欄には、事業区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

ただし、事業実施主体ごとに取扱いが異なる場合は、事業実施主体ごとの取扱いが分かるように別様に資料を作成し添付すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

第４ 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

第５ 添付書類

第３の経費の配分に記載された事項について、交付申請書の場合は積算の基礎を、実績報告書の場合は支出の内訳を作成し添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金変更（中止又は廃止）承認申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）
で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更（中止又は廃止）部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金遅延届出書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

番 号
年 月 日

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

（注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号－〇変更通知）で交付決定（及びその変更）の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第17の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

〇〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経 費	(A) 国 庫 補 助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)－((B)＋ (C)) 残 額		事業完了予定 年月日	備考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 迄(予定) 出 来 高	金 額	〇月〇日 迄 予 定 出 来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注（１） 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

注（２） 農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金概算払請求書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇 〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号－〇変更通知）で交付決定（及びその変更）の通知のあった、〇〇年度水産関係民間団体事業補助金について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第16第1項の規定に基づき、12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、交付等要綱第17の規定に基づき、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

〇〇年12月31日現在

区 分	補助事業 に要する 経 費	(A) 国 庫 補助金	(B) 既受領額		遂 行 状 況 報 告	(C) 今回請求額		(A)－((B)＋ (C)) 残 額		事業完了予定 年月日	備 考
			金 額	出来高		金 額	〇月〇日 迄(予定) 出 来 高	金 額	〇月〇日 迄予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

注（１）補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は明細書を添付すること。

（２）また、契約書等関係書類を添付すること。

なお、既に、契約書等関係書類が提出され、変更がない場合には省略することができる。

（３）本様式は、遂行状況報告を兼ねる場合に使用する。

（４）農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、概算払等の請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金支払請求書
（〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第18の規定に基づき、下記のとおり請求する。

（なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。）

記

- 1 支払請求額 金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 振込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

（注）農林畜水産業関係補助金等交付規則第4条に規定する「申請書の取下げ期日（交付の決定の通知を受けた日から起算して15日）」内に、補助金支払請求書を提出するときは、「なお、交付決定の内容及び附された補助条件については、異存ありません。」と追記すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金実績報告書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿
官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第19第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として漁業協定等実施費補助金〇〇〇〇〇円、海洋水産資源開発費補助金〇〇〇〇〇円、水産資源管理対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、さけ・ます漁業協力事業費補助金〇〇〇〇〇円、中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金〇〇〇〇〇〇円、漁業経営維持安定資金利子補給等補助金〇〇〇〇〇円、水産業振興対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、漁村活性化対策事業費補助金〇〇〇〇〇円、水産業強化対策推進交付金〇〇〇〇〇円（の合計〇〇〇〇〇円）を請求する。）

記

- （注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 「事業の目的」、「事業の内容及び実績」、「経費の配分」及び「事業完了年月日」等については事業別様式により作成すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料 又は帳簿の写し及び支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 〇〇〇〇 殿」及び本文中の「（また、併せて精算額として事業名〇〇〇円を請求する。）」と追記すること。
- 5 添付書類として、交付申請時に提出したチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した旨を報告時欄にチェックしたものを添付すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金年度終了実績報告書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号ー〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月 日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫補助 金	（A）のうち 年度内支出 済額	概算払受 入済額	（A）のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注）1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金
の消費税仕入控除税額報告書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した
消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- （4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[]

（注）記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金基金造成完了報告書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 20 の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

- 1 基金の名称
- 2 基金造成により実施する事業の内容
- 3 基金造成の収支決算

（1）収入の部（補助金） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

（2）支出の部（基金造成額） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円

- 4 造成完了年月日

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金国庫返納承認申請書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号－〇変更通知）をもって補助金の交付決定（及びその変更）の通知のあった事業について、下記のとおり国庫に返納したいので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 21 第 4 項の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 返納理由及び返納額

補助金の返納が生じた理由	返 納 金	備 考
	円	
合 計	円	

2. 添付書類

- （1）返納が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類。
- （2）その他参考となる資料を添付すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業特許権等出願届出書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇水〇第〇〇〇号（注）

〇〇年〇月〇〇日
開発課題

特 許
実用新案
上記の補助事業に関して、下記のとおり 意 匠 を出願しますので、水産関係民間団体事業補助金
品種登録
交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 24 第 1 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	発 明 者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よ み が な)	出 願 者	育 成 者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

〇〇年度水産関係民間団体事業補助金特許権等取得届出書
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇水〇第〇〇〇号（注）

〇〇年〇月〇〇日
開発課題

〇〇年〇月〇〇日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のもののうち、下記のとおり
特 許
実用新案 を取得しましたので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8
意 匠
育成者権
日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）第 24 第 2 項の規定に基づき、届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発 明 の 名 称	特 許 出 願 人	発 明 者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考 案 の 名 称	実 用 の 新 案 登 録 出 願 人	考 案 者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意 匠 に 係 る 物 品	意 匠 登 録 出 願 人	発 明 者

4 品種登録

出願番号	出願年月日	出願品種の名称 (よ み が な)	出 願 者	育 成 者

（注）は、交付決定通知の番号を記載すること。

別記様式第 14 号（第 30 第 3 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度	年度	農林水産省所管 水産関係民間団体事業補助金 (○○○○○○○○事業)
--------	----	--

取 得 財 産 の 内 容			負 担 区 分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財 産 名	取 得 年 月 日	取 得 金 額	国 庫 補助金	事 業 実 施 主 体	その他	耐 用 年 数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日	処分の 内 容	
合 計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 15 号（第 33 第 2 項関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。